

**愛川町**  
**障害福祉計画**  
**(平成24年度～平成26年度)**

**愛 川 町**

# 目次

1	計画策定の背景.....	1
2	計画の名称と位置づけ.....	1
3	計画期間.....	1
4	障害福祉サービスの概要.....	2
5	サービスの基盤整備に関する基本的考え方 .....	3
6	平成26年度の目標値.....	4
7	障害福祉サービス等の見込量及び見込量確保のための方策 .....	8
8	地域生活支援事業の実施内容と見込量及び見込量確保のための方策 .....	17

## 資料

資料1	計画策定の経過（平成23年度） .....	25
資料2	推進協議会委員名簿（平成23年度） .....	26

# 1 計画策定の背景

本町では、障害者自立支援法に基づく障害福祉計画として、平成19年3月に「愛川町障害者福祉計画」を定め、障害者福祉の向上に努めてきました。

障害者自立支援法の施行により、身体・知的・精神の3障害は一元的な体系のサービスが利用できるようになり、さらには障害者手帳を持たない発達障害者等も制度の対象となるなど、より幅広い障害に対応した制度となったことなどで、サービスの利用は著しい伸びを示し、障害者福祉の充実が図られてきたところです。一方で、障害者自立支援法に基づく制度はたびたび改正され、平成23年8月には障害者基本法が改正されるとともに、平成25年8月を目途とした障害者自立支援法の廃止及び（仮称）障害者総合福祉法の制定に向けた議論が進められるなど、障害者福祉行政を取り巻く環境はめまぐるしい変化を続けています。

こうした中、国は平成24年度から平成26年度までを「第3期障害福祉計画」の期間として位置付け、平成22年12月に成立した「障害者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律」による障害者自立支援法の改正等を踏まえ、障害福祉計画に関する基本指針の見直しを行いました。

このため町では、改正された国の基本指針に即して、障害福祉計画の改定を行うこととし、平成26年度に見込まれるサービス量の確保に向けた計画的な取り組みを推進することとしたものです。

## 2 計画の名称と位置付け

この計画は、障害者自立支援法第88条に基づく「障害福祉計画」として位置付けられ、「愛川町障害福祉計画」と称します。

なお、この計画の策定にあたっては、国の「基本指針」に即したものとするとともに、関連計画である国の「障害者プラン」、県の「かながわ障害福祉グランドデザイン」や「愛川町地域福祉計画」、上位計画である町の「第5次愛川町総合計画」との整合を図ります。

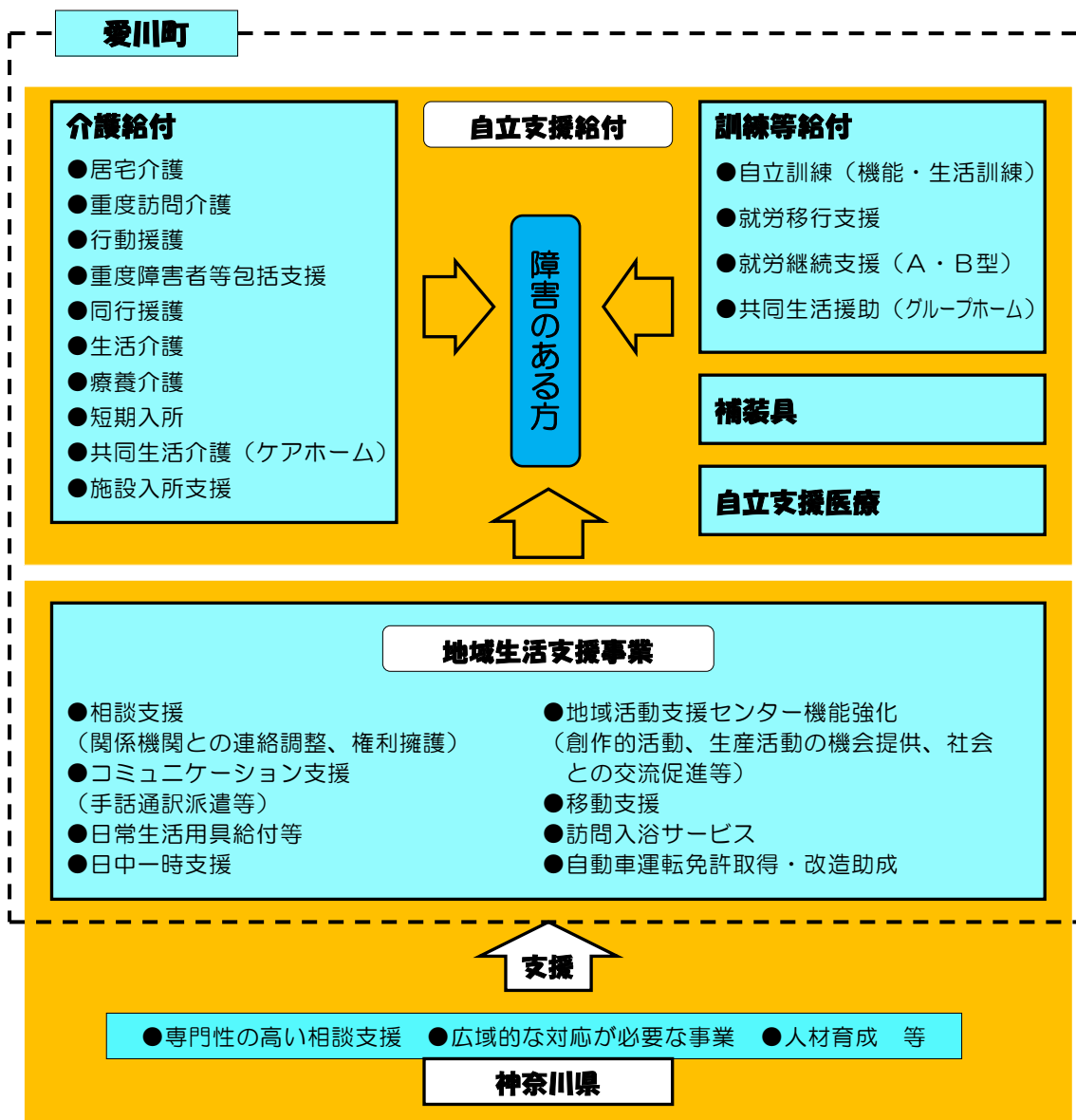
## 3 計画期間

この計画は、国の「基本指針」に基づき、平成24年度から平成26年度までの3年間を計画期間とします。

## 4 障害福祉サービスの概要

障害者自立支援法では、サービスの種類が規定され、全国一律で共通に提供される「自立支援給付」と、地域の状況に応じて市町村が独自に設定できる「地域生活支援事業」に大別されます。

### 【障害者自立支援法に基づくサービス】



## 5 サービスの基盤整備に関する基本的考え方

国の基本指針では、次のとおり、障害福祉サービス及び相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方を示し、障害福祉計画の中で数値目標を定め、計画的な整備を行うことを求めています。

### (障害福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方)

#### 1 全国どこでも必要な訪問系サービスを保障

訪問系サービスの充実を図り、全国どこでも必要な訪問系サービスを保障する。

#### 2 希望する障害者等に日中活動系サービスを保障

希望する障害者等に日中活動系サービスを保障する。

#### 3 グループホーム等の充実を図り、入所等から地域生活への移行を推進

地域における居住の場としてのグループホーム及びケアホームの充実を図るとともに、自立訓練事業等の推進により、入所等から地域生活への移行を進める。

#### 4 福祉施設から一般就労への移行等を推進

就労移行支援事業等の推進により、障害者の福祉施設から一般就労への移行を進めるとともに、福祉施設における雇用の場を拡大する。

### (相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方)

相談支援の担い手を確保するよう努めるとともに、地域における相談支援の中核的な役割を担う基幹相談支援センターを市町村において設置することが望ましい。また、支援体制の整備を図るため、自立支援協議会を設けるとともに、そのあり方を明確に示すことが必要である。

本町は、国の基本指針や県の方向性を踏まえつつ、次の基本的な視点から、障害福祉サービス、相談支援と地域生活支援事業の提供体制の確保に努めていきます。

### 【基本的な視点】

#### 地域での生活に向けて

##### 1 日中活動と生活の場の分離

障害のある方の生活が、施設・病院での24時間の生活から、日中活動の場と住まいの場が分かれ、地域での生活に移行することを見ずえて、地域社会と本人とのかかわりを広げるための基盤整備（創作的活動の場、自立訓練の場、就労支援の場等の整備）を進めます。

##### 2 地域生活を支える多様なサービスの創出

「すまい」、「いきがい」という視点から、地域生活を支える多様なサービスの創出と充実を図ります。

##### 3 障害種別ではなく、個別の状況に応じたサービスの提供

障害者自立支援法の施行後、身体・知的・精神障害者に対するサービスが一元化され、さらに発達障害者もサービスの対象であることが明文化されたことを踏まえて、障害者がどの障害種別に該当するかではなく、ひとりひとりの障害程度や日常生活上の問題・課題をとらえて、必要なサービスを提供します。

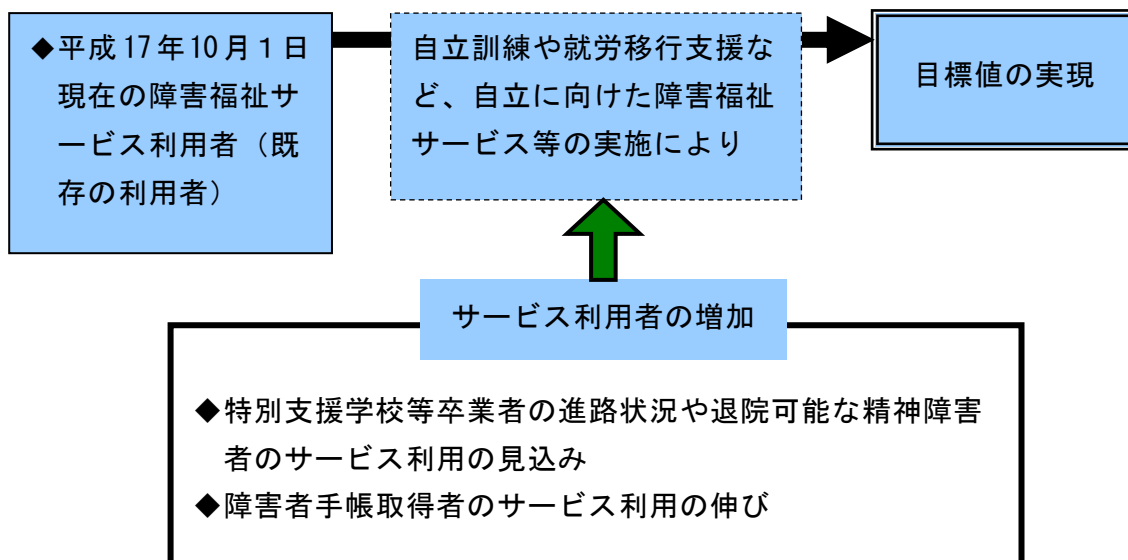
## 6 平成26年度の目標値

本計画は、平成20年度に策定した第2期計画の進捗状況を踏まえ、平成26年度の目標値（①福祉施設の入所者の地域生活への移行、②福祉施設から一般就労への移行等）を設定します。

### 【目標値設定の基本的考え方】

目標値設定にあたって国が示す基本的考え方は、次のとおりです。

#### 目標値設定の基本的考え方



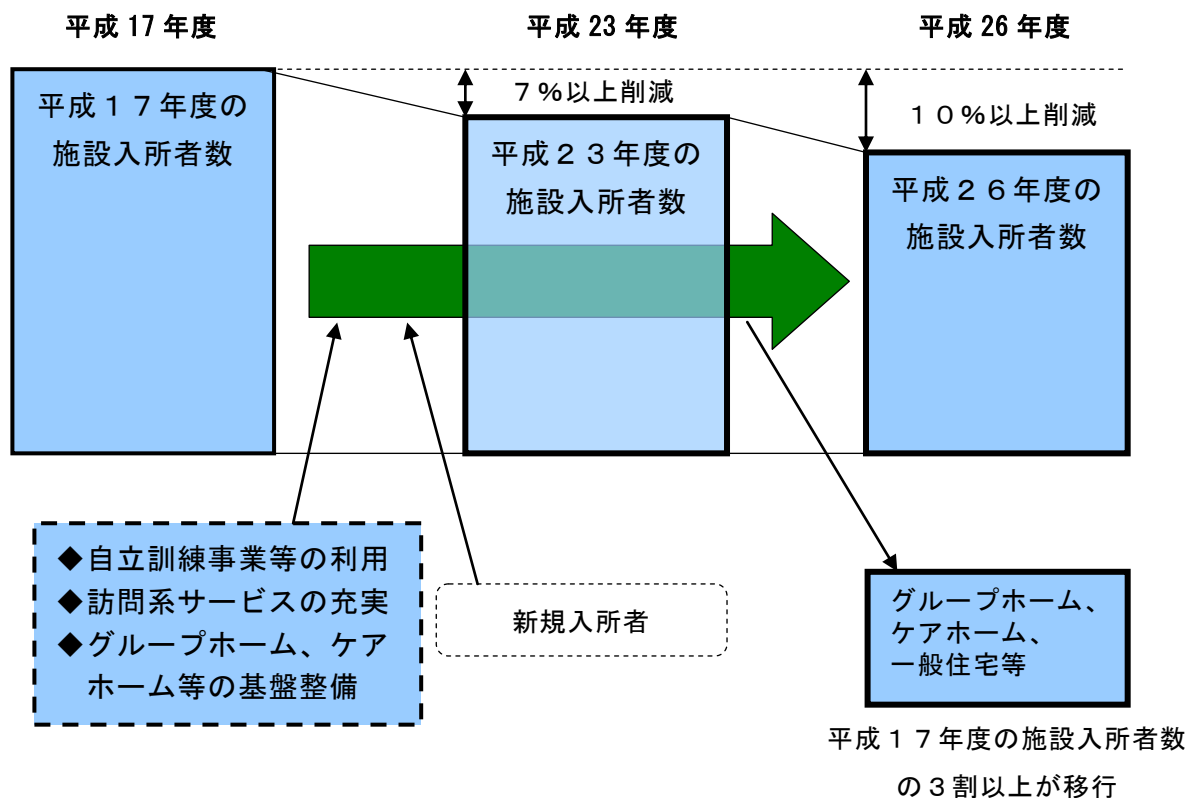
## ① 福祉施設の入所者の地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、まずは、第1期計画（平成17年10月1日）時点で福祉施設に入所している障害者のうち、今後、自立訓練等を利用し、グループホーム、ケアホーム、一般住宅等に移行する者の数について、障害の程度やサービスの提供基盤等を踏まえて見込みます。さらに、新規入所者数を見込んだ上で、平成26年度末における地域生活に移行する者の目標値を設定します。

なお、国の基本指針では、第1期計画時点の施設入所者数の3割以上が地域生活へ移行し、これにあわせて平成26年度末の施設入所者数を第1期計画時点の施設入所者数から10%以上削減することを基本としており、この指針を踏まえつつ本町の実情に応じて目標を設定します。

### 福祉施設の入所者の地域生活への移行

#### 【国の考え方】



### 【平成26年度の目標値】

各施設の入所者（平成17年10月1日現在）について、障害の程度やサービスの提供基盤等を勘案し、相談支援事業者及び障害福祉サービス事業者との連携を強化し、地域生活への移行を進める観点から、平成26年度末時点の施設入所者数の目標値を設定しました。

項目	数値	備考
平成17年度の入所者数（A）	49人	<b>【実績値】</b> 平成18年度 55人    平成21年度 50人 平成19年度 53人    平成22年度 49人 平成20年度 51人



項目	第1期計画 目標値	第2期計画 目標値	第3期計画 目標値
目標年度の入所者数 （B）	47人	42人	47人
【目標値】削減見込 （A－B）	2人（4.0%）	7人（14.2%）	2人（4.0%）
【目標値】地域生活への移行数	7人（14.2%）	7人（14.2%）	15人（30.6%）

※ 児童福祉法の改正により、18歳以上の入所者について障害者自立支援法に基づく障害者支援施設等として利用させることとした施設を除いて目標値を設定。



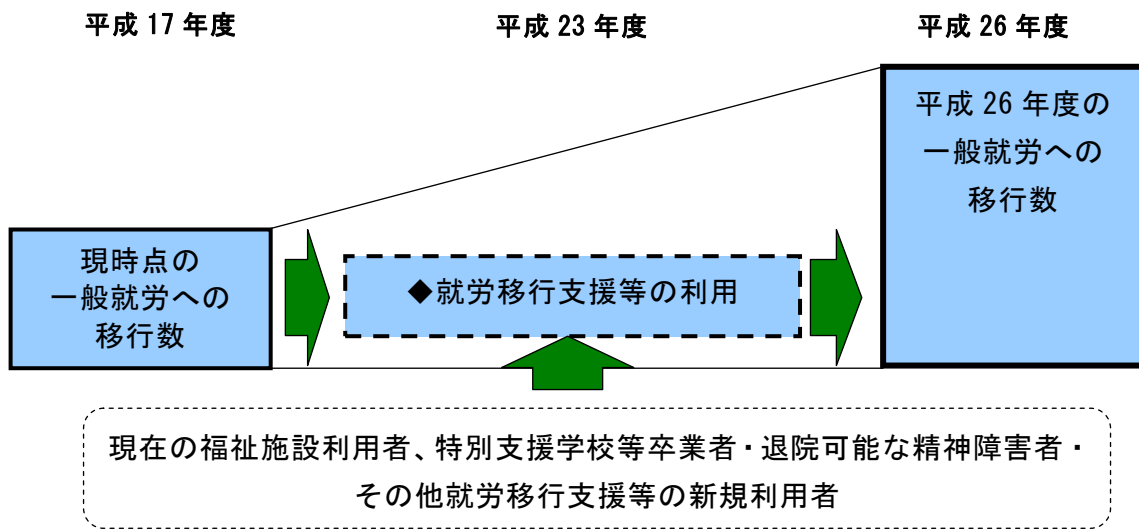
## ② 福祉施設から一般就労への移行等

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等を通じて、平成26年度中に一般就労に移行する者の目標値を設定します。

なお、国の基本指針では当該目標値の設定にあたって、第1期計画時点の一般就労への移行実績の4倍以上とすることを基本としておりますが、本町の実情に応じて目標値を設定します。

### 福祉施設から一般就労への移行

#### 【国の考え方】



#### 【平成26年度の目標値】

平成26年度中に、福祉施設から就労移行支援や就労継続支援を経て、障害者就業・生活支援センターやハローワーク等の関係機関との連携・協力を得ながら、一般就労へ移行する人数の目標値を設定しました。

項目	数値	備考
平成17年度の年間一般就労移行者数	3人	【実績値】 平成18年度 0人 平成21年度 0人 平成19年度 0人 平成22年度 0人 平成20年度 1人

項目	第1期計画の目標値	第2期計画の目標値	第3期計画の目標値
【目標値】目標年度の年間一般就労移行者数	2人	2人	2人

## 7 障害福祉サービス等の見込量及び見込量確保のための方策

介護給付、訓練等給付などにより実施される障害福祉サービスの実施内容は、次のとおりです。

自立支援給付により実施される障害福祉サービス等の各年度における1か月あたりの見込量を設定し、見込量を確保するための方策を定めます。

### (1) 訪問系サービス

訪問系サービスは、在宅で訪問を受けたり、通所などによって利用するサービスです。具体的には、①居宅介護、②重度訪問介護、③同行援護、④行動援護、⑤重度障害者等包括支援があります。

サービス名	主な対象者	実施内容
①居宅介護	障害者（区分1以上）、障害児	自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
②重度訪問介護	重度の要介護状態にあり、四肢の麻痺のある身体障害者	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
③同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する障害者、障害児	移動に著しい困難を有する人に、外出時において同行し、移動に必要な情報を提供するとともに、移動の援護その他の必要な援助を行います。
④行動援護	自閉症、てんかん等のある重度の知的障害者・児、統合失調症等のある重度の精神障害者で常時介護を要する人	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
⑤重度障害者等包括支援	ALS等の極めて重度の身体障害者、強度行動障害のある極めて重度の知的障害者、極めて重度の精神障害者	介護の必要性がとて高い人に、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。

**【第2期計画期間の計画及び実績】**

サービス名	年度	21年度	22年度	23年度
居宅介護 重度訪問介護 行動援護 重度障害者等包括支援	計画	26人分 271時間分	28人分 293時間分	29人分 299時間分
	実績	20人分 193時間分	24人分 240.5時間分	22人分 247時間分

※人分とは、1か月あたりの利用者数

※時間分とは、1か月あたりの延べ利用時間

※21年度～22年度の実績は3月の実績、23年度の実績は7月の実績

※同行援護は平成23年10月に開始した制度であるため、第1期～第2期計画には含まれない。

**【第3期計画期間のサービス見込量】**

サービス名	24年度	25年度	26年度
居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護 重度障害者等包括支援	24人分 281時間分	25人分 292時間分	26人分 303時間分

※人分とは、1か月あたりの利用者数

※時間分とは、1か月あたりの延べ利用時間

**《見込量確保のための方策》**

サービス事業者などとの連携のもとで、入所施設等から自宅での生活や共同生活を始める（地域移行）方の支援や在宅生活者の生活の安定に向けたサービスの確保に努めます。

## (2) 日中活動系サービス

日中活動系サービスは、入所施設等で昼間の活動を支援するサービスを行います。具体的には、①生活介護、②療養介護、③自立訓練（機能訓練）、④自立訓練（生活訓練）、⑤就労移行支援、⑥就労継続支援（A型）、⑦就労継続支援（B型）、⑧短期入所があります。

サービス名	主な対象者	実施内容
①生活介護	常時介護を必要とする人で、障害程度区分が区分3以上の人（50歳以上の場合は、障害程度区分が区分2以上）	常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。
②療養介護	病院等への長期の入院による医療に加え、常時介護を必要とする人で、 ・ALS患者など呼吸管理を行っている人で障害程度区分が区分6以上の人 ・進行性筋萎縮症者、重症心身障害者で、障害程度区分が区分5以上の人	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の世話をを行います。
③自立訓練（機能訓練）	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため、支援が必要な身体障害者	自立した日常生活、社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
④自立訓練（生活訓練）	地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上のため、支援が必要な知的・精神障害者	自立した日常生活、社会生活ができるよう、一定期間、身体機能や生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
⑤就労移行支援	一般就労等を希望し、知識・能力の向上、職場開拓等を通じ、企業等への雇用や在宅就労が見込まれる人（65歳未満）	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練を行います。

サービス名	主な対象者	実施内容
⑥就労継続支援 (A型)	<p>就労に必要な知識・能力の向上を図ることにより、事業所において雇用契約に基づく就労が可能と見込まれる人で（利用開始時に65歳未満）</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労移行支援により一般企業の雇用に結びつかなかった人</li> <li>・特別支援学校を卒業して雇用に結びつかなかった人</li> <li>・就労経験があり、一般企業を離職した人</li> </ul>	<p>①事業所内で雇用契約に基づく就労機会を提供します。</p> <p>②一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。</p> <p>※労働基準法など関係法規を遵守する必要があります。</p>
⑦就労継続支援 (B型)	<p>就労の機会を通じて、生産活動に係る知識・能力の向上や維持が期待される人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就労移行支援を利用したが、企業や就労継続支援（雇成型）の雇用に結びつかなかった人</li> <li>・一般企業等での就労経験はあるが、年齢や体力の面から就労が困難となった人</li> <li>・50歳に達している人</li> <li>・企業等の雇用、就労移行支援、就労継続支援（雇成型）の利用が困難と判断された人</li> </ul>	<p>①就労の機会や生産活動の機会を提供します。（雇用契約は締結しない）</p> <p>②一般企業等での就労に必要な知識・能力が高まった場合は、一般就労への移行に向けた支援を目的として、必要な指導等を行います。</p>
⑧短期入所	<p>障害者（区分1以上）、障害児</p>	<p>自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。</p>

【第2期計画期間の計画及び実績】

サービス名	年度	21年度	22年度	23年度
①生活介護	計画	42人分 740人日分	43人分 757人日分	71人分 1,385人日分
	実績	54人分 976人日分	63人分 1,190人日分	68人分 1,257人日分
②療養介護	計画	0人分	0人分	0人分
	実績	0人分	0人分	0人分
③自立訓練（機能訓練）	計画	0人分	0人分	0人分
	実績	2人分 43人日分	1人分 22人日分	0人分 0人日分
④自立訓練（生活訓練）	計画	1人分 18人日分	0人分	0人分
	実績	3人分 85人日分	1人分 2人日分	5人分 58人日分
⑤就労移行支援	計画	1人分 18人日分	0人分	0人分
	実績	1人分 20人日分	2人分 12人日分	2人分 30人日分
⑥就労継続支援（A型）	計画	1人分 20人日分	1人分 20人日分	1人分 20人日分
	実績	1人分 24人日分	0人分	0人分
⑦就労継続支援（B型）	計画	64人分 1,242人日分	66人分 1,283人日分	71人分 1,614人日分
	実績	64人分 1,141人日分	68人分 1,267人日分	66人分 1,133人日分
⑧短期入所	計画	10人分 59人日分	12人分 74人日分	12人分 74人日分
	実績	14人分 84人日分	9人分 49人日分	8人分 54人日分

※人分とは、1か月あたりの利用者数

※人日分とは、1か月あたりの延べ利用日数

※21年度～22年度の実績は3月の実績、23年度の実績は7月の実績

**【第3期計画期間のサービス見込量】**

サービス名	24年度	25年度	26年度
①生活介護	88人分 1,584人日分	89人分 1,602人日分	90人分 1,620人日分
②療養介護	0人分	0人分	0人分
③自立訓練（機能訓練）	1人分 18人日分	1人分 18人日分	1人分 18人日分
④自立訓練（生活訓練）	4人分 72人日分	2人分 36人日分	2人分 36人日分
⑤就労移行支援	2人分 36人日分	2人分 36人日分	2人分 36人日分
⑥就労継続支援（A型）	0人分	0人分	0人分
⑦就労継続支援（B型）	77人分 1,386人日分	78人分 1,404人日分	79人分 1,422人日分
⑧短期入所	11人分 79人日分	11人分 79人日分	11人分 79人日分

※人分とは、1か月あたりの利用者数

※人日分とは、1か月あたりの延べ利用日数

**《見込量確保のための方策》**

相談支援事業者との連携を図り、利用者のニーズに対応したサービス提供が行えるよう努めます。

また、サービス事業者に対し、適正な事業実施についての指導・助言を行います。

### (3) 居住系サービス

居住系サービスは、入所施設等で住まいの場としてのサービスを行います。具体的には、①共同生活介護（ケアホーム）、②共同生活援助（グループホーム）、③施設入所支援があります

サービス名	主な対象者	実施内容
①共同生活介護 (ケアホーム)	介護を必要とする知的障害者、精神障害者で、障害程度区分が区分2以上の人	夜間や休日、共同生活を行う住居で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
②共同生活援助 (グループホーム)	知的・精神障害者で、 ・生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援等の利用者 ・介護を必要とせず、就労している人	夜間や休日、共同生活を行う住宅で、相談や日常生活上の援助を行います。
③施設入所支援	・生活介護の対象者 ・自立訓練・就労移行支援の利用者で、生活能力上、単身の生活が困難な人や地域の社会資源の状況から通所が困難な人	施設に入所している人に夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。



**【第2期計画期間の計画及び実績】**

サービス名		21年度	22年度	23年度
共同生活介護 (ケアホーム) 共同生活援助 (グループホーム)	計 画	21人分	22人分	25人分
		施設入所支援	18人分	18人分
共同生活介護 (ケアホーム) 共同生活援助 (グループホーム)	実 績	26人分	26人分	26人分
		施設入所支援	28人分	34人分

※人分とは、1か月あたりの利用者数

※21年度～22年度の実績は3月の実績、23年度の実績は7月の実績

**【第3期計画期間のサービス見込量】**

サービス名	24年度	25年度	26年度
共同生活介護 (ケアホーム) 共同生活援助 (グループホーム)	32人分	32人分	34人分
施設入所支援	51人分	49人分	47人分

※人分とは、1か月あたりの利用者数

**《見込量確保のための方策》**

サービス事業者などとの連携のもと、安定した居住支援サービスの提供に努めます。

#### (4) 相談支援

サービス名	主な対象者	実施内容
①計画相談支援(サービス利用支援、継続サービス利用支援)	障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障害者又は障害児	支給決定又は支給決定の変更前に、サービス等利用計画案を作成するとともに、事業者等との連絡調整、利用状況の検証(モニタリング)を行います。
②地域相談支援(地域移行支援)	障害者支援施設に入所又は精神科病院に入院している障害者	住居の確保等、地域生活に移行するための活動に関する相談や便宜の供与を行います。
③地域相談支援(地域定着支援)	居宅において単身で生活するなど、同居家族による支援を受けられない障害者	常時の連絡体制を確保し、緊急の事態等に相談、訪問、対応等を行います。

#### 【第2期計画期間の計画及び実績】

サービス名		21年度	22年度	23年度
相談支援(サービス利用計画作成)	計画	1人分	1人分	1人分
	実績	0人分	0人分	0人分

※人分とは、1か月あたりの利用者数

※21年度～22年度の実績は3月の実績、23年度の実績は7月の実績

#### 【第3期計画期間のサービス見込量】

サービス名	24年度	25年度	26年度
①計画相談支援(サービス利用支援、継続サービス利用支援)	56人分	96人分	136人分
②地域相談支援(地域移行支援) ③地域相談支援(地域定着支援)	1人分	1人分	3人分

※人分とは、1か月あたりの利用者数

#### 《見込量確保のための方策》

利用者の真のニーズに基づいた相談支援の提供に努めます。

## 8 地域生活支援事業の実施内容と見込量及び見込量確保のための方策

地域生活支援事業は、障害者自立支援法に基づき新たに創設され、自立支援給付による障害福祉サービス等とともに、障害のある方が地域で安心して暮らせる社会の実現に向けて、総合的な自立支援システムの一翼を担う重要な事業です。

本町においては、地域生活支援事業の実施にあたり、次の2つの基本的な考え方を重視しながら、事業の計画的・効果的な実施に努めます。

- ①移動支援事業、日中一時支援事業をはじめ、障害のある方やその介護者のニーズに応じたサービス提供体制の確保に努めます。
- ②障害の種別を問わず、実効性のある障害者ケアマネジメントが行える相談支援体制をつくり、当事者の生活を支援する仕組みを確保します。

なお、本町の地域生活支援事業の体系は、次のとおりです。

### 地域生活支援事業

- ① 相談支援事業
- ② コミュニケーション支援事業
- ③ 地域活動支援センター機能強化事業
- ④ 移動支援事業
- ⑤ 日中一時支援事業
- ⑥ 日常生活用具給付等事業
- ⑦ 訪問入浴サービス事業
- ⑧ 自動車運転免許取得・改造助成事業

これらの地域生活支援事業のうち、サービス提供体制を確保するために必要と認められる事業について、各年度における1か月あたりの見込量を設定し、見込量確保のための方策を定めます。

## ① 相談支援事業

障害者等からの相談に応じて、必要な情報の提供及び助言、サービスの利用支援、虐待の防止など権利擁護のための援助を行います。

### 【第2期計画期間の計画及び実績】

事業名		21年度	22年度	23年度
相談支援事業				
相談支援事業				
障害者相談支援事業	計画	2か所	2か所	3か所
	実績	2か所	2か所	2か所
地域自立支援協議会	計画	1か所	1か所	1か所
	実績	1か所	1か所	1か所
市町村相談支援機能強化事業	計画	2か所	2か所	2か所
	実績	2か所	2か所	2か所
住宅入居等支援事業	計画	1か所	1か所	1か所
	実績	0か所	0か所	0か所
成年後見制度利用支援事業	計画	1か所	2か所	2か所
	実績	0か所	0か所	0か所

※ 21年度～22年度の実績は3月の実績、23年度の実績は7月の実績

【第3期計画期間のサービス見込量】

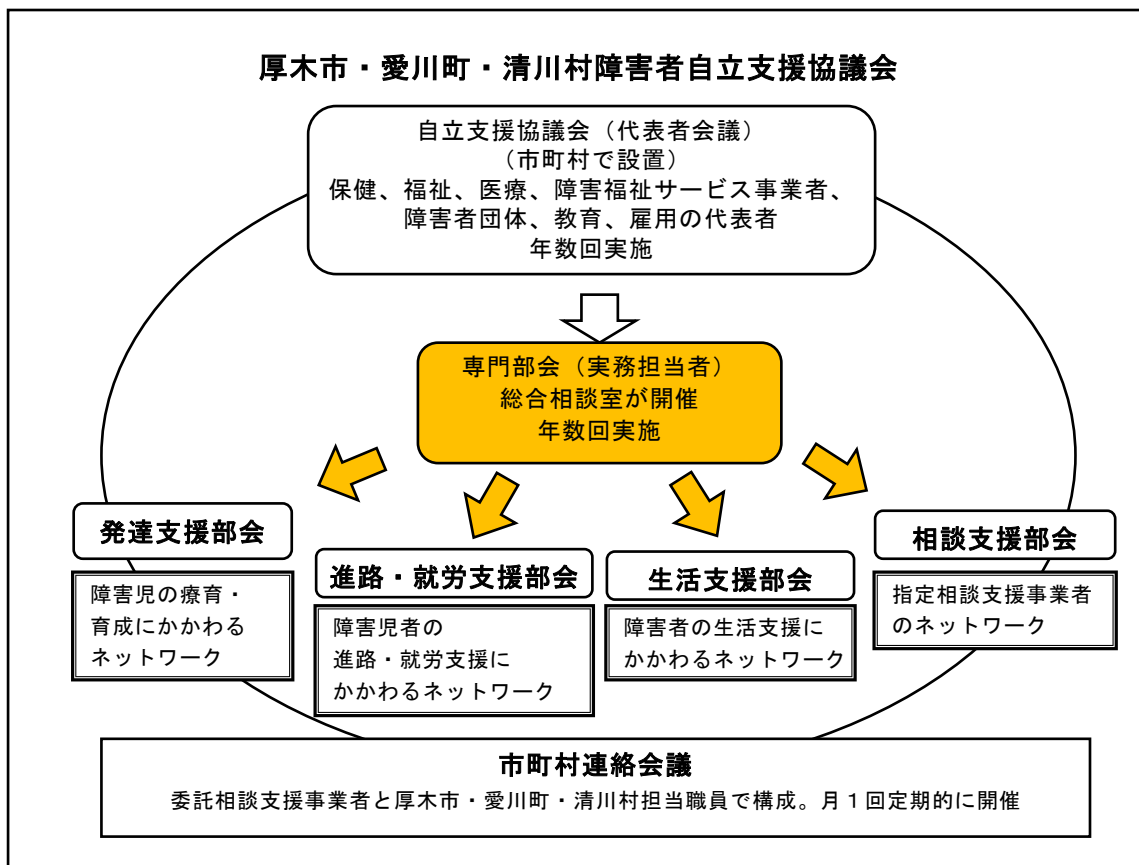
事業名	24年度	25年度	26年度
相談支援事業			
相談支援事業			
障害者相談支援事業	2か所	2か所	2か所
地域自立支援協議会	1か所	1か所	1か所
市町村相談支援機能強化事業	2か所	2か所	2か所
成年後見制度利用支援事業	1人	1人	1人

【見込量確保のための方策】

相談支援事業者に委託し、身体障害、知的障害、精神障害、各障害のある方や介助者等からの相談に対応します。

厚木市・清川村と共同で設置した「厚木市・愛川町・清川村自立支援協議会」を中心に様々な相談機能を活用しながら、関係機関との連携強化を図り、総合的な相談・支援体制の充実を図ります。

自立支援協議会の概要図



## ② コミュニケーション支援事業

手話通訳者、要約筆記者を派遣し、意思疎通を図ることに支障がある障害者等と他の者の意思疎通を仲介します。

### 【第2期計画期間の計画及び実績】

事業名		21年度	22年度	23年度
コミュニケーション支援事業	計画	1人	1人	1人
	実績	1人	0人	1人

※21年度～22年度の実績は3月の実績、23年度は7月の実績

### 【第3期計画期間のサービス見込量】

事業名	24年度	25年度	26年度
コミュニケーション支援事業	1人	1人	1人

※1か月あたりの利用者数

### 【見込量確保のための方策】

手話通訳者及び要約筆記者の派遣事業の実施者（社会福祉法人神奈川県聴覚障害者総合福祉協会）に依頼し、派遣を実施するとともに、事業についての周知・啓発を行います。

### ③ 地域活動支援センター機能強化事業

地域の実情に応じ、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能を充実強化し、障害者等の地域生活支援の促進を図ります。

#### 【第2期計画期間の計画及び実績】

事業名		21年度	22年度	23年度
地域活動支援センター機能強化事業	計画	—	—	1か所
	実績	—	—	0か所
地域活動支援センター見込者数	計画	—	—	10人
	実績	—	—	0人
基礎的事業	計画	—	—	1か所
	実績	—	—	0か所
機能強化事業	計画	—	—	1か所
	実績	—	—	0か所

※23年度は7月の実績

#### 【第3期計画期間のサービス見込量】

事業名		24年度	25年度	26年度
地域活動支援センター機能強化事業		1か所	1か所	1か所
地域活動支援センター見込者数		10人	15人	20人
基礎的事業		1か所	1か所	1か所
機能強化事業		0か所	0か所	1か所

※見込者数は1か月あたりの利用者数

#### 【見込量確保のための方策】

実施事業者との連携を図り、地域活動支援センターの充実に努めます。

#### ④ 移動支援事業

移動支援を実施することにより、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動の支援を行います。

##### 【第2期計画期間の計画及び実績】

事業名		21年度	22年度	23年度
移動支援事業	計画	4人分 51時間	5人分 64時間	6人分 76時間
	実績	8人分 117時間	10人分 150時間	9人分 136.5時間

※上段：1か月あたりの利用者数 下段：1か月あたりの利用時間

※21年度～22年度の実績は3月の実績、23年度は7月の実績

##### 【第3期計画期間のサービス見込量】

事業名	24年度	25年度	26年度
移動支援事業	8人分 125時間	8人分 125時間	8人分 125時間

※上段：1か月あたりの利用者数 下段：1か月あたりの利用見込時間

##### 【見込量確保のための方策】

実施事業者の確保とともに、事業についての周知・啓発を行います。



## ⑤ 日中一時支援事業

家族の就労支援や家族の一時的な休息を目的に、障害者等の日中における活動の場を提供します。

### 【第2期計画期間の計画及び実績】

事業名		21年度	22年度	23年度
日中一時支援事業	計画	3か所 7人	3か所 7人	3か所 7人
	実績	4か所 7人	3か所 8人	6か所 9人

※上段：実施箇所数 下段：1か月あたりの利用者数

※21年度～22年度の実績は3月の実績、23年度は7月の実績

### 【第3期計画期間のサービス見込量】

事業名	24年度	25年度	26年度
日中一時支援事業	4か所 8人	4か所 8人	4か所 8人

※上段：実施箇所数 下段：1か月あたりの利用者数

### 【見込量確保のための方策】

実施事業者の確保とともに、事業についての周知・啓発を行います。



# 資料

## 資料 1 計画策定の経過（平成 23 年度）

日時		各種調査・会議等	概要
平成 23 年	7 月 14 日	第 1 回 愛川町福祉のまちづくり推進協議会の開催	【会議の議事】 ・ 計画策定の概要 ・ 策定スケジュール
	11 月 14 日	政策調整会議	【会議の議事】 ・ 障害福祉計画（案）について
	11 月 21 日	行政経営会議	【会議の議事】 ・ 障害福祉計画（案）について
	12 月 1 日	第 2 回 愛川町福祉のまちづくり推進協議会の開催	【会議の議事】 ・ 障害福祉計画（案）について
	12 月 12 日	政策調整会議	【会議の議事】 ・ 障害福祉計画（案）のパブリック・コメントについて
平成 24 年	1 月 13 日 ～2 月 1 日	パブリック・コメントの実施	・ 計画（案）の公表及び意見の募集
	2 月 20 日	行政経営会議	【会議の議事】 ・ 障害福祉計画（案）のパブリック・コメント実施結果及び計画の決定について

## 資料2 推進協議会委員名簿（平成23年度）

愛川町福祉のまちづくり推進協議会委員名簿

区 分	氏 名	所 属・役職名	備考
医療関係者	石井 紀道	町内医師会	
	横田 剛	町内歯科医師会	
関係機関等の 代表者	井上美津子	厚木保健福祉事務所	
	高田 淳子	神奈川県社会福祉協議会	
	橋本 利男	愛川町社会福祉協議会	会 長
	馬場 紀光	愛川町区長会	
	岡本 明子	愛川町婦人団体連絡協議会	
福祉関係団体の 代表者	花上 満	愛川町民生委員児童委員協議会	
	栗山 幸子	愛川町ボランティア連絡協議会	
	渡辺 豊	愛川町老人クラブ連合会	
	新井 定夫	愛川町身体障害者福祉協会	
	村中 修	愛川町手をつなぐ育成会	
学識経験を 有する者	高橋幸三郎	(大学教授等)	副会長
公募による 町民等	山田 郷子	公募委員 (一般町民)	
	原田 靖子	公募委員 (一般町民)	

## 愛川町障害福祉計画

---

発行日 平成24年3月

発行 愛川町

神奈川県愛甲郡愛川町角田251-1

TEL 046-285-2111